令和７年

浦安市議会第４回定例会議案書

（議案第13号～議案第25号）

目　次

令和７年浦安市議会第４回定例会議案一覧表　・・・・・　5

議 案 第１３号　令和７年度浦安市一般会計補正予算（第６号）　・・・・・　7

議 案 第１４号　令和７年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）　・・・・・　13

議 案 第１５号　令和７年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）　・・・・・　17

議 案 第１６号　令和７年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第２号）　・・・・・　21

議 案 第１７号　令和７年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）　・・・・・　27

議 案 第１８号　令和７年度浦安市下水道事業会計補正予算（第２号）　・・・・・　31

議 案 第１９号　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　・・・・・　33

議 案 第２０号　浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について　・・・・・　37

議 案 第２１号　浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について　・・・・・　41

議 案 第２２号　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　・・・・・　51

議 案 第２３号　契約の締結について（集合事務所建築改修工事）　・・・・・　55

議 案 第２４号　契約の締結について（集合事務所電気設備改修工事）　・・・・・　57

議 案 第２５号　契約の締結について（集合事務所機械設備改修工事）　・・・・・　59

令和７年浦安市議会第４回定例会議案一覧表

（11月21日）

議案番号	件　　名
議 案 第１３号	令和７年度浦安市一般会計補正予算（第６号）
議 案 第１４号	令和７年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
議 案 第１５号	令和７年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）
議 案 第１６号	令和７年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議 案 第１７号	令和７年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
議 案 第１８号	令和７年度浦安市下水道事業会計補正予算（第２号）
議 案 第１９号	浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第２０号	浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第２１号	浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第２２号	浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案番号	件　　名
議 案 第２３号	契約の締結について（集合事務所建築改修工事）
議 案 第２４号	契約の締結について（集合事務所電気設備改修工事）
議 案 第２５号	契約の締結について（集合事務所機械設備改修工事）

議 案 第１３号

令和７年度浦安市一般会計補正予算（第６号）

令和７年度浦安市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を８７，３１９，３３０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
50　国庫支出金		13,581,870	3,280	13,585,150
	10　国庫補助金	3,751,716	3,280	3,754,996
55　県支出金		4,695,050	90	4,695,140
	10　県補助金	1,228,495	90	1,228,585
80　諸収入		1,999,280	10	1,999,290
	17　受託事業収入	106,929	10	106,939
補正されなかった款項に係る額		67,039,750	－	67,039,750
歳入合計		87,315,950	3,380	87,319,330

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　議会費		365,300	120	365,420
	5　議会費	365,300	120	365,420
10　総務費		12,009,750	△135,980	11,873,770
	5　総務管理費	10,010,232	△152,590	9,857,642
	10　徴税費	939,045	11,726	950,771
	15　戸籍住民基本台帳費	735,013	5,205	740,218
	20　選挙費	150,837	△980	149,857
	25　統計調査費	123,746	1,219	124,965
	30　監査委員費	50,877	△560	50,317
15　民生費		34,618,850	60,090	34,678,940
	5　社会福祉費	13,858,669	△12,089	13,846,580
	10　児童福祉費	17,443,874	66,264	17,510,138
	15　生活保護費	3,316,307	5,915	3,322,222
20　衛生費		9,565,460	2,510	9,567,970
	5　保健衛生費	3,438,189	9,860	3,448,049
	10　清掃費	6,127,271	△7,350	6,119,921
25　農林水産業費		7,380	△220	7,160
	10　水産業費	7,380	△220	7,160
30　商工費		2,033,870	△3,340	2,030,530
	5　商工費	2,033,870	△3,340	2,030,530
35　土木費		7,228,350	△14,680	7,213,670
	5　土木管理費	454,766	△10,906	443,860

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	10　道路橋りょう費	3,245,911	△5,260	3,240,651
	15　河川費	228,518	2,020	230,538
	20　都市計画費	3,114,965	2,426	3,117,391
	25　住宅費	184,190	△2,960	181,230
40　消防費		2,477,890	36,000	2,513,890
	5　消防費	2,477,890	36,000	2,513,890
45　教育費		14,411,130	58,880	14,470,010
	5　教育総務費	2,824,781	31,552	2,856,333
	10　小学校費	3,524,649	△1,760	3,522,889
	15　中学校費	575,169	△3,810	571,359
	20　幼稚園費	1,495,073	20,507	1,515,580
	25　社会教育費	2,150,039	10,781	2,160,820
	30　保健体育費	3,841,419	1,610	3,843,029
補正されなかった款項に係る額		4,597,970	－	4,597,970
歳出合計		87,315,950	3,380	87,319,330

議 案 第１４号

令和７年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和７年度浦安市の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４８０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２，５２８，６２０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
40　繰入金		1,308,990	480	1,309,470
	5　一般会計繰入金	1,308,990	480	1,309,470
補正されなかった款項に係る額		11,219,150	－	11,219,150
歳入合計		12,528,140	480	12,528,620

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		289,510	80	289,590
	5　総務管理費	204,015	△192	203,823
	10　徴税費	84,259	272	84,531
26　保健事業費		156,480	400	156,880
	10　特定健康診査等事業費	134,315	400	134,715
補正されなかった款項に係る額		12,082,150	－	12,082,150
歳出合計		12,528,140	480	12,528,620

議 案 第１５号

令和７年度浦安市墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度浦安市の墓地公園事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，６６０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を５９４，２００千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10　繰入金		341,060	△2,660	338,400
	5　一般会計繰入金	99,045	△2,660	96,385
補正されなかった款項に係る額		255,800	－	255,800
歳入合計		596,860	△2,660	594,200

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		178,760	△2,660	176,100
	5　総務管理費	178,760	△2,660	176,100
補正されなかった款項に係る額		418,100	－	418,100
歳出合計		596,860	△2,660	594,200

議 案 第１６号

令和７年度浦安市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和７年度浦安市の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９，５８０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を８，６５７，９３０千円とする。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を１，２８３，８８０千円とする。

２　保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第２表　介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　保険事業勘定歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金		1,551,230	420	1,551,650
	10　国庫補助金	109,440	420	109,860
20　県支出金		1,185,420	210	1,185,630
	15　県補助金	50,610	210	50,820
25　支払基金交付金		2,212,740	470	2,213,210
	5　支払基金交付金	2,212,740	470	2,213,210
30　繰入金		1,524,830	△10,680	1,514,150
	5　一般会計繰入金	1,393,800	△10,680	1,383,120
補正されなかった款項に係る額		2,193,290	－	2,193,290
歳入合計		8,667,510	△9,580	8,657,930

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		289,950	△11,650	278,300
	5　総務管理費	181,072	△11,650	169,422
20　地域支援事業費		389,460	2,070	391,530
	7　介護予防・生活支援サービス事業費	336,230	910	337,140
	8　一般介護予防事業費	17,430	820	18,250
	10　包括的支援事業・任意事業費	35,800	340	36,140
補正されなかった款項に係る額		7,988,100	－	7,988,100
歳出合計		8,667,510	△9,580	8,657,930

第２表　介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10　繰入金		394,060	△120	393,940
	5　一般会計繰入金	394,060	△120	393,940
補正されなかった款項に係る額		889,940	－	889,940
歳入合計		1,284,000	△120	1,283,880

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		30,770	△470	30,300
	5　施設管理費	30,770	△470	30,300
10　事業費		1,170,320	350	1,170,670
	15　居宅介護支援事業費	10,615	350	10,965
補正されなかった款項に係る額		82,910	－	82,910
歳出合計		1,284,000	△120	1,283,880

議 案 第１７号

令和７年度浦安市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和７年度浦安市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を２，４１４，８２０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

第１表　歳入歳出予算補正

（△印は　減）

歳　入　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15　繰入金		290,860	△120	290,740
	5　一般会計繰入金	290,860	△120	290,740
補正されなかった款項に係る額		2,124,080	－	2,124,080
歳入合計		2,414,940	△120	2,414,820

（△印は　減）

歳　出　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　総務費		86,690	△120	86,570
	5　総務管理費	40,540	△120	40,420
補正されなかった款項に係る額		2,328,250	－	2,328,250
歳出合計		2,414,940	△120	2,414,820

議 案 第１８号

令和７年度浦安市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和７年度浦安市の下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和７年度浦安市下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第１款　下水道事業費用			
	4,439,230千円	△2,870千円	4,436,360千円
第１項　営業費用			
	4,307,548千円	△2,870千円	4,304,678千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条中「615,000千円」を「616,000千円」に、「459,256千円」を「460,256千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第１款　資本的支出			
	1,936,000千円	1,000千円	1,937,000千円
第１項　建設改良費			
	1,328,016千円	1,000千円	1,329,016千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1)	職員給与費	98,328千円	△1,870千円	96,458千円

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

議 案 第１９号

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

議長、副議長及び議員の期末手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第１条　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項各号列記以外の部分中「100分の230」を「、６月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第２条　浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第２０号

浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和36年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項各号列記以外の部分中「100分の230」を「、６月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」に改める。

第２条　浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の浦安市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議 案 第２１号

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

一般職職員の給料月額並びに通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するため、改正を行うものである。

浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市一般職職員の給与に関する条例（昭和32年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第８条の４第２項第２号中「33,100円」を「38,760円」に改める。

第15条中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第16条第２項各号列記以外の部分中「100分の125」を「、６月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第３項中「100分の125」を「、６月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の70」を「、６月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」に改める。

第17条第２項第１号中「100分の105」を「、６月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第２号中「100分の50」を「、６月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条第１項第１号）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	232,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	233,700	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	235,000	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	236,300	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	237,600	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	238,700	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	239,800	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	240,900	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	242,000	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	243,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	244,700	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	246,100	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	247,500	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	248,900	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	250,300	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	251,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	253,100	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	254,300	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	255,600	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	256,900	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	258,100	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	259,300	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	260,500	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	261,700	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	262,800	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	263,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	265,000	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	266,100	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	267,000	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	268,000	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	269,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	270,000	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	271,000	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	271,900	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	272,700	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	273,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	274,400	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	275,200	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	276,000	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	276,700	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	277,400	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	278,200	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	279,000	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	279,600	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	280,300	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	281,100	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	281,800	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	282,500	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	283,200	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	283,900	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	284,600	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	285,300	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	286,000	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	286,600	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	287,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	287,900	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	288,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	289,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	289,900	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	290,600	342,700	384,800	401,300	423,800			

	61	258, 700	291, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	291, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	292, 300	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	293, 000	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	293, 600	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	294, 200	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	294, 800	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	295, 500	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
	69	261, 100	296, 100	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	296, 700	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	297, 200	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	297, 700	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	298, 200	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	298, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	299, 300	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	299, 900	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	300, 300	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	300, 800	352, 500	393, 700	407, 300				
	79	264, 100	301, 300	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	301, 900	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	302, 400	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	302, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	303, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	303, 400	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	303, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	303, 900	355, 700	397, 000	409, 300				
	87	266, 500	304, 100	356, 100	397, 400	409, 600				
	88	266, 800	304, 400	356, 500	397, 800	409, 800				
	89	267, 100	304, 600	356, 700	398, 100	410, 000				
	90	267, 400	304, 800	357, 100	398, 600	410, 300				
	91	267, 700	305, 100	357, 500	399, 000	410, 600				
	92	268, 000	305, 300	357, 900	399, 400	410, 800				
	93	268, 300	305, 600	358, 100	399, 700	411, 000				
	94		305, 800	358, 400	400, 200	411, 300				
	95		306, 100	358, 800	400, 600	411, 600				
	96		306, 400	359, 100	401, 000	411, 800				
	97		306, 700	359, 400	401, 300	412, 000				
	98		307, 000	359, 800						
	99		307, 300	360, 200						
	100		307, 600	360, 600						
	101		307, 800	361, 100						
	102		308, 000	361, 500						
	103		308, 300	361, 900						
	104		308, 700	362, 300						
	105		308, 900	362, 800						
	106		309, 200	363, 200						
	107		309, 500	363, 500						
	108		309, 900	363, 800						
	109		310, 100	364, 200						
	110		310, 400	364, 600						
	111		310, 700	364, 900						
	112		311, 000	365, 200						
	113		311, 200	365, 700						
	114		311, 500							
	115		311, 800							
	116		312, 100							
	117		312, 300							
	118		312, 600							
	119		313, 000							
	120		313, 300							
	121		313, 500							
	122		313, 700							
	123		314, 000							
	124		314, 400							

	125		314,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条第１項第２号）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	216,000	234,600	361,900
	2	218,400	237,000	363,400
	3	220,700	239,400	364,900
	4	223,100	241,900	366,300
	5	225,300	244,300	367,700
	6	227,700	246,700	369,000
	7	229,900	249,100	370,300
	8	232,100	251,600	371,700
	9	234,300	254,000	373,100
	10	236,600	255,600	374,400
	11	238,800	257,200	375,700
	12	241,000	258,800	376,900
	13	243,300	260,400	378,100
	14	245,400	261,800	379,400
	15	247,500	263,200	380,600
	16	249,600	264,600	381,800
	17	251,700	266,000	382,800
	18	253,600	267,200	384,000
	19	255,300	268,400	385,200
	20	256,900	269,600	386,300
	21	258,600	270,900	387,300
	22	259,800	272,000	388,500
	23	261,100	273,100	389,700
	24	262,300	274,300	390,800
	25	263,500	275,600	391,800
	26	264,500	277,200	393,000
	27	265,600	278,900	394,100
	28	266,700	280,600	395,200
	29	267,900	282,300	396,300
	30	269,000	284,300	397,500
	31	270,100	286,500	398,700
	32	271,100	288,700	399,800
	33	272,200	290,900	400,800
	34	273,100	293,100	401,900
	35	274,100	295,300	403,100
	36	275,200	297,400	404,300
	37	276,500	299,400	405,500
	38	277,400	301,300	406,800
	39	278,400	303,200	407,900
	40	279,500	305,000	409,100
	41	280,800	306,700	410,200
	42	282,000	308,600	411,500
	43	283,400	310,400	412,500
	44	284,600	312,100	413,600
	45	285,700	313,700	414,800
	46	286,600	315,500	416,000
	47	287,500	317,200	417,200
	48	288,500	318,800	418,400
	49	289,000	320,300	419,500
	50	289,900	322,000	420,500
	51	290,600	323,800	421,800
	52	291,600	325,500	423,000
	53	292,200	326,700	424,200
	54	293,100	328,600	425,300
	55	293,900	330,400	426,400
	56	294,900	332,100	427,500
	57	295,400	333,600	428,500
	58	296,400	335,500	429,700

	59	297, 400	337, 200	430, 900
	60	298, 100	338, 900	432, 100
	61	298, 600	340, 600	432, 700
	62	299, 300	342, 300	433, 500
	63	300, 100	344, 000	434, 200
	64	300, 800	345, 700	434, 700
	65	301, 600	347, 400	435, 000
	66	302, 400	348, 700	435, 300
	67	303, 000	350, 000	435, 700
	68	303, 600	351, 300	436, 100
	69	304, 400	352, 800	436, 400
	70	305, 100	354, 300	436, 800
	71	305, 600	355, 800	437, 100
	72	306, 300	357, 300	437, 400
	73	306, 800	358, 600	437, 700
	74	307, 500	360, 100	438, 000
	75	308, 200	361, 600	438, 300
	76	308, 700	363, 000	438, 600
	77	309, 300	364, 400	438, 800
	78	310, 000	365, 900	439, 100
	79	310, 600	367, 400	439, 400
	80	311, 200	368, 900	439, 600
	81	311, 700	370, 200	439, 800
	82	312, 300	371, 500	440, 100
	83	312, 900	372, 800	440, 400
	84	313, 400	374, 000	440, 600
	85	313, 800	375, 200	440, 800
	86	314, 300	376, 400	441, 100
	87	314, 800	377, 500	441, 400
	88	315, 200	378, 600	441, 600
	89	315, 600	379, 600	441, 800
	90	316, 100	380, 700	
	91	316, 500	381, 800	
	92	317, 000	382, 900	
	93	317, 300	384, 000	
	94	317, 900	385, 100	
	95	318, 400	386, 100	
	96	318, 800	387, 200	
	97	319, 100	388, 200	
	98	319, 500	389, 200	
	99	319, 900	390, 100	
	100	320, 400	391, 000	
	101	320, 800	391, 800	
	102	321, 100	392, 800	
	103	321, 400	393, 600	
	104	321, 700	394, 500	
	105	321, 900	395, 300	
	106	322, 200	396, 200	
	107	322, 500	397, 100	
	108	322, 800	398, 000	
	109	323, 000	398, 800	
	110	323, 200	399, 800	
	111	323, 500	400, 700	
	112	323, 800	401, 600	
	113	324, 000	402, 200	
	114	324, 200	403, 100	
	115	324, 400	404, 000	
	116	324, 700	404, 900	
	117	325, 000	405, 700	
	118	325, 200	406, 400	
	119	325, 500	407, 200	
	120	325, 800	408, 000	
	121	326, 000	408, 600	
	122	326, 200	409, 300	
	123	326, 400	410, 000	
	124	326, 700	410, 600	

	125	327,000	411,200	
	126	327,200	411,900	
	127	327,400	412,400	
	128	327,700	413,000	
	129	327,900	413,600	
	130		414,200	
	131		414,700	
	132		415,200	
	133		415,500	
	134		415,800	
	135		416,000	
	136		416,300	
	137		416,600	
	138		416,900	
	139		417,200	
	140		417,500	
	141		417,800	
	142		418,100	
	143		418,400	
	144		418,700	
	145		418,900	
	146		419,200	
	147		419,500	
	148		419,700	
	149		419,900	
	150		420,200	
	151		420,500	
	152		420,700	
	153		420,900	
	154		421,200	
	155		421,500	
	156		421,700	
	157		421,900	
	158		422,200	
	159		422,500	
	160		422,700	
	161		422,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		240,800	289,100	341,600

備考　この表は、幼稚園の教諭及びこれに準ずる職員に適用する。

第２条　浦安市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第３項中「、６月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、６月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条第２項第１号中「、６月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、

同項第２号中「、６月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の浦安市一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（令和７年４月１日前の異動者の号給の調整）

３　令和７年４月１日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　第１条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議 案 第２２号

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するとともに、規定の整備を行うため、改正を行うものである。

浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第２項各号列記以外の部分中「100分の125」を「、６月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改める。

第12条第２項後段中「100分の105」を「、６月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改める。

第２条　浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第２項各号列記以外の部分中「、６月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第12条第２項後段中「、６月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（浦安市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「報酬等条例」という。）第10条第１項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の報酬等条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（期末手当等の内払）

３　第１条の規定による改正後の報酬等条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の報酬等条例の規定により支給された期末手当及び

勤勉手当は、同条の規定による改正後の報酬等条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（令和７年12月の支給に係る期末手当等の額の特例）

４　報酬等条例第11条第１項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和７年12月の支給に係る期末手当に関する第１条の規定による改正後の報酬等条例第11条第２項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」とする。

５　報酬等条例第12条第１項に規定する会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和７年12月の支給に係る勤勉手当に関する第１条の規定による改正後の報酬等条例第12条第２項の規定の適用については、同項中「100分の107.5」とあるのは、「100分の105」とする。

（委任）

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長の定めるところによる。

議 案 第２３号

契約の締結について

集合事務所建築改修工事について、次のとおり契約を締結する。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 の 目 的　　集合事務所建築改修工事
２　契 約 の 方 法　　随意契約
３　契　約　金　額　　４８７，１９０，０００円
４　契約の相手方　　浦安市海楽一丁目25番17号
　　浦安建設協同組合
　　代表理事　　鹿　野　新一郎

提 案 理 由

集合事務所建築改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２４号

契約の締結について

集合事務所電気設備改修工事について、次のとおり契約を締結する。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 の 目 的　　集合事務所電気設備改修工事
２　契 約 の 方 法　　一般競争入札
３　契　約　金　額　　３４６，５００，０００円
４　契約の相手方　　浦安市猫実三丁目16番33号
　　浦安電設株式会社　浦安支店
　　浦安支店長　　東　　秀　雄

提 案 理 由

集合事務所電気設備改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

議 案 第２５号

契約の締結について

集合事務所機械設備改修工事について、次のとおり契約を締結する。

令和７年１１月２１日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　契 約 の 目 的　　集合事務所機械設備改修工事
２　契 約 の 方 法　　一般競争入札
３　契　約　金　額　　４２５，１５０，０００円
４　契約の相手方　　浦安市北栄二丁目13番７号
　　株式会社光設備
　　代表取締役　　篠　原　光　邦

提 案 理 由

集合事務所機械設備改修工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。